

別紙

- 1 検査機関で分析した土砂等が真に発生元で試料採取された土砂等であるか等がわかるように、試料採取から分析に至るまで適切に行われるような制度にすること。
- 2 許可条件として新たに追加する事項については、法令上問題のない規定にするよう十分に留意すること。